

納税相談開催のお知らせ！

平成21年2月16日(月)～3月2日(月)まで

平成21年2月16日(月)から3月16日(月)の期間、平成20年分の所得税確定申告が始まるのに併せて、平成21年度住民税・国民健康保険税の申告受付を行います。

役場では、「納税相談日程表」とおり、2月16日(月)から3月2日(月)まで、役場2階の会場において、納税相談を行います。

申告が必要な方は、印鑑と必要書類を準備して会場へお越しください。申告しなかったり、必要な事項が記入されていない場合は、所得の証明や各種控除が受けられず不利益となりますので、正しい申告をしてください。

申告は、所得に対する税金を正しく計算するだけでなく、各種届出、保険や保障等を受ける際、必要となる所得証明のための大切な手続です！

《申告が必要な方》

確定申告(所得税)

- 事業所得(商業、工業、農業林業等からの所得)や不動産所得(地代、家賃)などがある方で、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超え、かつ、住宅取得控除などの税額控除を超える方。
- 土地、建物などを譲渡した方。
- 給与収入が年間2千万円を超える方。
- 給与以外の所得が20万円を超える方。
- 給与を2箇所以上から受けている方など。

確定申告(所得税)

- 平成21年1月1日現在、西粟倉村に居住されていた方。ただし、次の方は申告の必要がありません。
 - ◎ 所得税の確定申告書を提出された方。
 - ◎ 給与所得だけの方で、勤務先から役場へ源泉徴収票が提出されている方。
 - ◎ 所得のない配偶者、未成年者等の被扶養者。

※平成20年中に収入がなかった方でも、国民健康保険税加入者の方や年金の免除申請など、各種証明が必要な方は必ず申告してください。

- 平成18年度末までに入居し、所得税の住宅取得控除を受けている方で、所得税から控除しきれない額がある場合は、申告により、平成21年度住民税から控除することができます。
※申告が無い場合は控除されません。
- 都道府県・市町村への寄附金(ふるさと納税)、県共同募金会、日本赤十字社支部への寄付を行われた方は、寄附金控除が拡充されていますので、次頁をご覧ください。

確定申告について

確定申告については、国税庁ホームページから申告書が作成できたり、申告用紙や書き方、税金についての質問コーナーなど分かりやすく参考になりますので、ご利用ください。また、今回初めて国税の電子申告システム『e-tax(インターネット)』を利用して申告

した場合、最高5千円の税額控除が受けられるなど利点も多いので、自宅でインターネットができる方は、ご利用ください。ただし、事前申込みと公的個人認証が必要なので、お早めにお申し込みください。詳しくは津山税務署までお問い合わせください。

税務署では、確定申告の自書申告を推進しています。申告書は、自分で書きましょう！

【お問い合わせ先】

- 所得税・消費税・贈与税等の国税について
 - ◎ 津山市田町67(午前9時～午後5時まで)
津山税務署(0868) 22-3147(代表)
 - ◎ 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>
 - ◎ e-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>
- 住民税について
役場総務企画課 79-2111
- 国民健康保険税について
役場保健福祉課 79-7100

平成20年分所得税・平成21年度住民税納税相談日程表

会場： 役場2階 小会議室	
午前8時45分 ～ 午後4時	
2月16日(月)	別府
17日(火)	引谷
18日(水)	中土居
19日(木)	下土居
20日(金)	筏津・知社
23日(月)	影石
24日(火)	塩谷
25日(水)	猪之部・谷口
26日(木)	大茅
27日(金)	坂根・村営住宅
3月2日(月)	期間中申告できなかった方

※お願い◇申告受付当日は、大変混みますので、できるだけ地区割り当ての日にお越しくださいますようご協力お願い致します。

■■申告に必要なもの■■

- ☆ 税務署から申告書が届いている方は、必ずその申告書を持参してください。
- ☆ 印鑑。
- ☆ 給与所得者及び公的年金受給者の方は、源泉徴収票《本人交付用》。
- ☆ 農業所得申告される方は、収支計算書（帳簿）。
- ☆ 医療費控除を受けられる方は、支払った医療費の領収書・明細書と、健康保険・生命保険などで補てんされる金額が判る明細書。
- ☆ 国民年金保険料、生命・地震保険控除等の控除を受けられる方は、支払い保険料の証明書。
- ☆ 住宅取得控除を受けられる方は、登記簿謄本・請負（売買）契約書・住宅取得にかかる借入金の年末残高証明書・住民票の写しなど。
- ☆ 山林所得・土地、建物等の譲渡所得のある方は、売買契約書または明細書。
- ☆ 税金の口座振替及び還付を受けられる方は、振込先がわかるもの（預金通帳等）。
- ※ この他にもそれぞれの事例毎に必要な書類があります。早めに津山税務署もしくは、役場総務企画課までご相談ください。

… 平成21年度住民税の主な税制改正点等 …

■寄附金控除が大きく改正されました

これまで、住民税の寄附金控除の制度は、10万円を超える寄附金が対象でした。今回、新たに5千円を超える寄附金から寄附金控除が適用できるようになり、より寄附を行いやすくなりました（参考：所得税でも、5千円を超える寄附金について所得控除する制度は設けられています）。この制度は、平成20年1月1日以降の寄附金から対象となり、翌年度（平成21年度以降）の個人住民税から控除されます。（対象となる寄附についてはご相談ください。）

地方公共団体への寄附金（ふるさと納税）への対応の拡充

平成21年度から寄附金控除が大きく改正され、特に地方自治体に対する寄附金控除が大きく拡充されます。地方自治体に対する寄附金控除は「ふるさと納税」の創設に伴い、「ふるさと」や「応援したい自治体」に対して貢献したい、応援したいという納税者の思いを形にする仕組みとして拡充されます。
※これらの寄附金をされた方は、各団体から交付された申告時に受領証明書をご持参ください。

■その他：後期高齢者医療保険料の社会保険料控除の対応について

- ①年金から特別徴収（天引き）されている場合
 - ・年金受給者本人に社会保険料控除が適用されます。
- ②被保険者の世帯主又は配偶者が口座振替により保険料を支払っている場合
 - ・口座振替により保険料を支払った世帯主又は配偶者に社会保険料控除が適用されます。（平成20年10月以降分）
- ③自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の保険料を支払っている場合
 - ・保険料を支払った者に社会保険料控除が適用されます。